

多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要

令和2年8月31日

奈井江町

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律(平成26年法律第78号)第7条第5項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第6項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施区域等		実施期間	実施主体
1号事業	2号事業	3号事業	4号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			白山	無	令和2年度 ～ 令和6年度	白山集落協定
	○			巖島	無	令和2年度 ～ 令和6年度	巖島集落協定
	○			宮村	無	令和2年度 ～ 令和6年度	宮村集落協定
	○			茶志内	無	令和2年度 ～ 令和6年度	茶志内集落協定